# 会議概要書

審	審議会等の名称 令和5年度 第2回磐田市入札監視委員会			
担	当部課名	総務部 総務課		
会	議の開催日時	時 令和6年3月25日(月)午前9時55分~午前11時22分		
	議の開催場所	磐田市役所 本庁舎4階 大会議室		
		【出席委員】		
出	席者	委員長 堀川 知廣(静岡産業大学 学長)		
		委員 阿部 卓実(弁護士)		
		委員 鎌田 将行(公認会計士)		
		委員 深田 研典(自治会連合会 会長)		
		委員 平谷 均 (磐田商工会議所 専務理事)		
		【事務局】		
		総務課長、総務課長補佐、総務課主査2名、総務課主事1名		
		【抽出案件説明担当課】		
		契約檢查課長、契約檢查課長補佐、契約檢查課副主任1名		
議	題	1 発注工事に係る入札方式別の概要について		
		2 抽出事案の審議について		
<b>=</b>		・発注工事総括表		
配付資料等の件名		・入札方式別発注工事一覧表 ・抽出事案説明書		
		<ul><li>・抽出事条説明音</li><li>・令和5年7月1日~令和5年12月31日までに市が発注した163件の工</li></ul>		
審	議の状況			
田 哦 少 小 心		・抽出案件5件についての審議		
		加山木川 り川に ン・ての 田城		
	出事案	No. 工事名	入札等方式	
		1 今之浦線水道配水管更新工事	制限付き一般競争入札	
		2 ゆめりあフットサル場人工芝張替工事	制限付き一般競争入札	
抽		3 市営北野団地2号棟屋根外壁改修工事	制限付き一般競争入札	
		4 気子島地内排水路改修工事	制限付き一般競争入札	
		5 磐田市海岸防災林整備(砂丘造成盛土)工事(福	随意契約	
		田工区)	他总关///	
委	員からの意見・質問	別紙のとおり		
等	とそれに対する回答	<b>万円利(v) C わり</b>		

始めに 質問 回答 Q1 A1 再度公告入札のうち、ほとんどが辞退をしてい 再度公告入札が5件あるが、その要因は。理由 が発注者側にあるのか、受注者側にあるのか。 る。入札を行おうとしても手を挙げる業者がなか ったり、札を入れる業者がなかったり等で不調に 終わったということがほとんど。 その原因として、昨年から今年にかけて災害が 起こり、磐田市に限らず近隣市でも災害復旧工事 を出していることで、下請の工事業者が見つから ず、元請業者もかなり多くの災害復旧工事を抱え ているため、8月から2月くらいには、業者が工 事を選び、幹線道路など手間がかかる工事は敬遠 され、5件に対しては不調に終わったという経緯。 Q2A2 予定価格は事前公表されると思うが、その金額 金額を非常に高くすれば取るかもしれないが、 そうでない限り適正価格で行っている中では、業 が原因で再度入札になっているということはない 者も工事を多く抱えている中で手が足りず、あえ か。 て手間のかかる工事の入札に参加しないという状 況が1番の理由と聞いている。

1~3回目の入札で予定価格は変えていないの 基本的には変えないが、不調の原因等を調査し 柔軟に対応している。例えば土木工事では、業者 がAランク、Bランクと分かれている。再度公告 入札(3回目)の工事は、金額的に最初はBラン クで出し、そこで手を上げる業者がなく不調にな った場合には、次は基準によってBランクを除い て、予定価格と同じ金額で、Aランクで出す。そ れでも不調に終わった場合は原因を探った上で、 内容をもう少し精査する中で今度はA、Bランク

А3

Q3

対応している。

で発注するなど、なるべく幅を広げるような形で

Q5

低入札で調査が行われているのは今回4件あり、再度入札が6件ある。低入札4件中3件は土木工事で、同様に、再度入札の6件中5件も土木工事。土木工事は取り合いになるものもあるし、逆に全然やるところがないものも多いという印象。低入札、再入札になりやすい特徴が何かあるのか。

Q6

総合評価方式の金額に当たるものが3件あるが、この3件が低入札で行っている。総合評価と低入札はどういう関係か。5,000万円以上の土木、下水道、水道工事、1,000万円以上の舗装工事に当てはまるものは、総合評価の簡易型になると思うが、低入札で行っている。総合評価でやるような工事が低入札で行われるのか。

A5

低入札制度の対象になる工事は基本的に 5,000 万円以上の大規模工事だが、今回の低入札の契約 の中では、道路ではなく、例えばゆめりあや国分 寺の中の工事など、敷地が広くて周りの通行人を 遮断したりせずに工事現場をある程度確保できる 現場は、諸経費が安く済むため、業者が競争しや すくなる。

道路内の工事は、金額が安いこともあるが、安全 管理の面でも手間がかかるため敬遠されてしま う。

A6

原則、5,000万円以上の工事は、総合評価方式及 び低入札価格調査制度を採用しますが、特殊な工 事等の場合は、低入札価格調査制度のみを採用し 総合評価を採用していない。

ご指摘の3件については、予定価格が5,000万円以上だが、2件は特殊な工事で実績が乏しいため、1件は災害復旧工事で早急に発注する必要があったため、総合評価を採用していない。

なお、総合評価の場合、入札金額が調査基準価格を下回ったとしても、調査基準価格で点数を算出するため、下回った金額で入札することはあまりない。積算時の誤差で稀に低入札になるケースはあるが、今回の対象リストの中には、総合評価で低入札となった工事はない。

#### 1. 今之浦線水道配水管更新工事

# 質問

Q1

くじの場合、どのタイミングでくじを実施し、 どのように通知するのか。

#### 回答

A1

開札と同時。開札をしたときに同額で並ぶことが分かるので、その時点で抽選の設定をするための開札準備に入り、抽選を行う。

通知は、電子メールで行う。

Q2

令和5年度には敷地の方で6月2日に台風によ

A2

この工事の具体的な辞退理由は不明だが、この

る災害があった。この入札は8月24日に行われたようだが、辞退している2社の辞退理由は災害の関係の工事に手が回っているため現場に入る力がないということがあるのか。

Q3

入札の結果を見ると、4社が最低制限価格と同額である。最低制限価格は予定価格に対してどのような流れで誰が決めるのか。

くじが多いが、このような最低制限価格と同額 というケースは多くあるのか。

Q4

くじになる業種は、上下水道と土木と舗装が多いように見える。一方、管工事、建築工事、電気工事にはくじになっていない。どういう理由があるのか。

Q5

最低制限価格の積算を市が行うシステムと、業 者のシステムは同じようなものか。 工事に限らず、公告をすると業者がひとまず手を 挙げ、その後に積算等をして、札を入れるか入れ ないかを決めることが多い。そのため、この入札 でも辞退で2社出ているが、他の工事もそのよう に辞退する業者は多い。

A3

最低制限価格は算定式が国から示されるものに 準じている。具体的には、工事の金額は直接工事 費と共通費に分かれており、直接工事費に掛ける 乗率、また共通費の中で、共通仮設費、一般管理 費、現場管理費の3つそれぞれに掛ける乗率が決 まっている。最低制限価格は事前公表していない が、この算定式自体は公表している。よって業者 は最低制限価格自体が公表されていなくても、積 算の精度があがっているため、項目ごとにある程 度正確な積算ができれば、算定式に当てはめて最 低制限価格の推測ができる。このため最低制限価 格と同額で札を入れている入札が増えている。

A4

土木、上下水道、舗装工事は、積算システムが 市販されているので、最低制限価格を算出しやす い。舗装は特に工種も少ないので、ほとんど最低 制限価格を積算ができるため、くじになりやすい。 建築や電気工事は、工種の中に見積りがかなり多 い割合を占めている。見積りは、いろいろなとこ ろから取るので、業者もそこまでは算出しにくい。 また、建築・電気・機械設備工事は最低制限価 格で工事を行うのはなかなか難しいため、実際に できる金額は予定価格に近くなる。

A5

比べたことはないが、業者に聞くとかなり精度が高いようだ。市は県の積算システムを使っているが、入札が終わると公表をしているため、単価が全部分かってしまう。おそらく業者がそのシステムの中に入力する単価が分かり、事前に公表する数量を使うと積算ができてしまう。入札が終わって契約後すぐに、設計書の公開請求が何社か来

るという状況であるため、民間のシステムも積算 精度は高い。

Q6

最低制限価格で落札された工事の品質と、予定 価格で予定していた品質は、差がないか。 A6

ない。83~75 点が普通、89~84 点が優良。本市の場合、土木工事全体の工事の平均が81 点で、この工事の点数は83 点。低入札だから品質が悪いということはない。

Q7

年間の工事についての一覧は、いつ業者に示しているのか。

A7

発注計画表は、例年4月と10月、上半期と下半期でホームページに掲載している。

Q8

入札価格が最低制限価格を下回った場合どうなるか。

Α8

最低制限価格制度を採用した場合は、その価格を下回る場合は失格になる。

# 2. ゆめりあフットサル場人工芝張替工事

# 質問

Q1

この工事は 5,000 万円以上の土木工事であるが、特殊な工事で総合評価にふさわしくないということで低入札価格制度で行っている。反対に、低額のもので基準にも当てはまっていないが総合評価制度を採用している工事がある。このような違いはどういう基準で決めているのか。

回答

A1

総合評価は 5,000 万以上が基本だが、今年度は簡易Ⅲ型といって業者の評価項目を簡便にしたものを試行的に行うということで、前回会議の対象になっている工事で1件、今回会議の対象工事から1件行った。

他には、土木工事のBランク業者を対象に、今年度、土木で3件、下水道で2件、各課に依頼をして行った案件がある。予定価格が3,000万円以上の工事は、Aランクの業者が対象になり、全部を総合評価にしてしまうと落札できない業者が出てくるため、5,000万円以上の工事を、総合評価にしている。反対に3,000万円未満の工事については、Bランクの業者が対象になる。Bランクの業者にも総合評価を使って、競い合ってもらいたいということで、試行的に簡易型IIを4件、簡易型IIIを2件、年間で発注するように最初に申合せをしてある。その中でどの工事を選ぶかは担当課の

**Q**2

この案件について、予定価格をどのように決めたか。最初にこの施設を作った業者と、今回落札した業者が同じだが、もし予定価格を作るときにその業者から見積りをもらいながら決めているということであれば、出来レースのようにならないか。

判断となる。

A2

確かにこの工事は見積り金額を使っている。しかし、見積りをとるのに市内の工事業者ではなく、芝張りを専門にしているスポーツメーカーなど5社から取っている。その5社のうち、基準に合ったものの金額を使っているので、当初に施設を作った業者に伝えている等ということは一切ない。

# 3. 市営北野団地2号棟屋根外壁改修工事

# 質問

Q1

工種別で見ると、建築工事は大体いつも90%台後半くらいで、この工事も99.12%。何か特徴があるのか。

回答

A1

確かに建築は、落札率が98%前後くらい。

改修に関しては、学校関係でも、市営住宅でも 使いながら工事を行うので、制限が多い。また、 建築は、一つものを建てるにしても、工種が多け れば多いほど下請が入ってきて下請に対する経費 がかかってしまう。したがって、自社の職人で、 ある程度工事を行える土木に比べると建築はなか なか難しい。

さらに、積算の仕方でいうと、土木の場合はある程度積算の方法が決まっていて、見積りを採用するときに、基本的には平均を取って平均値の直下の金額を使うことになっていて、掛け率も特にない。一方建築は、三社見積りをとってその中の1番安いものを使って、なおかつ、査定率を乗じる形であるため、なかなか余裕の金額は得られず、実勢価格に近い厳しい金額で行っている。

これらにより、建築は、他の工種と比べると落 札率が高くなるのは、やむを得ないと思う。

そう考えると、解体は70%だったり90%だったり増減が多いが、壊してしまうから安くてもいいが、建築はきちんと作って長く使おうというときに、見積りが正確で、それに近い金額で落札されてきちんとしたものができているのであれば、良いことだと思う。

**Q**2

団地の外壁の補修や塗装を行う業者は多そうだが、この工事は入札参加が4社で、少ない印象を受ける。要件に合う業者数はどれぐらいなのか。

また、4社出して入札価格の差が20万円もないというのは、もともとの値段が業者としては妥当な価格だという中で、どれだけ落札したいかで少しでも値引きするかという差だと考えてよいか。

A2

例えば防水工事だけであれば工種が決まっているため、防水の業者が対象になるが、市内には防水業者は少ないので、県西部などに範囲を広げて入札を行う。今回の場合は外壁の改修・塗装・防水等、総合的にいろいろな工種があるので、総合的な建築の業者に発注する。市内に本社がある業者で建築AB等級では、Aランクで13社、Bランクで1社、合計すると14社が対象になっている。

金額については、その金額が妥当な金額だと思って積算をしている。

# 4. 気子島地内排水路改修工事

#### 質問

Q1

3回目の再度公告入札で落札となっているが、3社が手を挙げた中で、2社不着となっている。こういった業者に対して何らかのペナルティはあるか。

**Q**2

金額のわりに面倒な工事を、例えば入札する 会社が何もかもをやらなくてもいいように、競 争で入札できるように、幾つか組合せてやる等 は考えないのか。

#### 回答

Α1

ペナルティはない。他の入札でもそうだが、 ひとまず手を挙げておかないと札を入れること ができないため、最初にとりあえず手を挙げて おく業者はかなりいる。最終的に積算をして金 額が合わないとか、監督が空いていないとか、 そういった理由で最終的に札を入れないという 形で、不着・辞退はある。

A2

市も、辞退するかどうかは分からないので、1回目をやってみて、基本的に2回目で収まるように次の発注の仕方をいろいろ考える。3回目まで行うのは年間通して1件か2件あるかないかなので、なかなかそこまで考えて発注というのは難しい。そもそも1回でも不調になるということ自体あまり想定はしていないが、10月頃からかなり不調があるので、Bランクのみではなく、最初からABランクを対象にする等、柔軟な対応をしている。

### 5. 磐田市海岸防災林整備(砂丘造成盛土)工事(福田工区)

# 質問回答Q1<br/>(随意契約全体で) 随意契約となった理由には<br/>災害以外にどのようなものがあるか。例えば磐田市聖苑修繕工事については、火葬場<br/>の工事であり、もともとこの受注者が施工しており、火葬業務も同じ業者が受託している。火葬しながらの工事であるため、専門知識と現場のノウハウがないとできないということで、当初施工して業務のほうも受けている業者が行った。

# 全体を通して

#### 質問

#### Q1

一昨年の9月に台風による堤防の決壊が発生して、なかなか工事が進まずこの年度末になってやっと工事が終わった。災害の場合、復旧に早く対応できる方法はないのか。何か手を打ってもらいたい。

地元住民からしてみると、意見が言えるのは 市。直接県にはなかなか言えないので、市を経 由して県へ伝えてもらう。そういう声が出た場 合に、ぜひ早く動いてもらえるようにしてもら いたい。

Q2

災害時の対応として、業者と何か災害協定の

#### 回答

A1

おそらく該当の工事は県の工事だと思うの で、県がどのように発注しているかは分からな いが、市では災害が起きた場合、応急処置はす ぐに発注できる。すぐに工事を行ってもらい、 最終的に精算という形で、特命随契を行う。応 急処置をしている間に設計委託を出して、コン サルに設計をしてもらい、応急処置ができた時 点で本格工事を発注する形をとっている。そう いった工事は、磐田市の場合はそれほど不調に なるケースはない。県の工事は、市内業者に限 らずおそらくもっと広い範囲で業者を募集する と思う。なるべく磐田市としても、市の工事で あればなるべく早く行ったり、県であれば多く 情報を提供してお互いにやりとりをしたりして いる。できるだけ早く行えるような形で、今後 も検討していきたい。

A2

災害協定を結んでいる業者は市内に多くあ

ようなものを結んでいるのか。またそのような 場合、業者が自らの判断でやるのか、行政で被 害状況を見て協定を結んでいる業者にお願いす るのか。 る。その業者に対して市からお願いして、人材 を確保してもらう。災害協定を結んでいること で応急工事ができ、特命随契で最後に精算がで きる。ほとんどの市内業者が災害協定を結んで いると思われる。また、協定を結ぶのは契約検 査課ではなく、例えば道路であれば道路河川課 が行っているため、動きやすくなっている。

磐田市は建設業組合や下水道組合などがあり、そのような組合とは協定を結んでいる。組合に加入していない業者とは個別に協定を結んでいる場合もある。

Q3

発注工事一覧表の備考欄に、細かい情報を追加していただきありがたい。やはり入札は、恣意的に操作していないことが大前提。どのような基準に基づいてそのような入札方式で行われることになったか、理由が分かるように委員へ資料提供してもらいたい。

А3

なるべく多くの情報をお示しして見ていただいた方が、市が何も操作をしていないことを分かってもらえると思い、前回までにはなかった情報を今回は出させていただいた。次回、基準等についてもさらに資料を提供できるように考えたい。